
平成27年度

東京都内特別養護老人ホーム入所(居)待機者 に関する実態調査 報告書

【目次】

1	はじめに	
	「平成27年度・特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査」 を実施するまでの経過と制度環境・社会情勢等の変化	1
2	平成27年度・『特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査』 の集計と分析	3
	(1) 調査の目的	3
	(2) 調査の設計と地域区分	3
	(3) 集計と分析	4
	(4) 調査の集計・分析からの考察	13
3	まとめ	15
4	参考資料	
	(1) その他の分析	17
	(1) 調査設問	20
	(2) 制度検討委員会 委員名簿	24

平成28年10月

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会

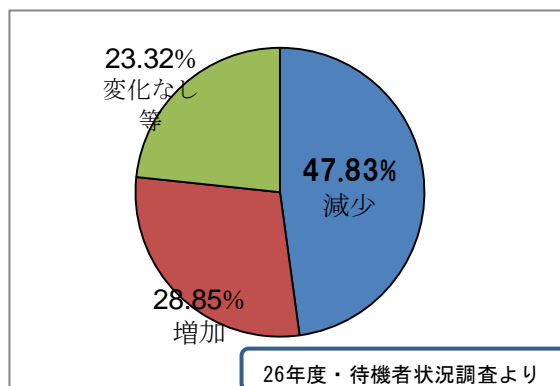
制度検討委員会

1 はじめに

「平成27年度・特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査」 を実施するまでの経過と制度環境・社会情勢等の変化

■平成26年度・東京都内特別養護老人ホーム入所希望者に関する状況調査より

平成26年7月に、「東京都内特別養護老人ホーム入所希望待機者に関する状況調査」(以下、「26年度・待機者状況調査」という)を実施したところ、平成26年4月1日を基準日として3年前との比較して、待機者の減少が47.83%と半分近くを占め、特に市町村部では、52.17%と過半数を超えていた(西部地域の県境に隣接している自治体にある特別養護老人ホーム(以下、特養ホームという)では、待機者減少が顕著になっていた。待機者数が一桁や、数十名になっているところも生じていた)。また待機者の増加は、28.85%、変化なし等が23.32%であった(右図参照)。



待機者が減少した原因では、特養ホームの増加、住宅系施設の増加(有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅、グループホームなど)が多くあげられていた。また、待機者が増加した原因としての回答では、高齢者の増加、在宅で生活や介護等に困窮されている方の増加、単身の高齢世帯や老々世帯での要介護高齢者の増加、生活や介護等にかかる経済的負担が厳しくなったなどが多くあげられていた。

上記の集計結果から制度検討委員会としては、特養ホームの利用が必要な都民にとって、都内の特養ホームに入所できる仕組みの検討に向けて、さらに27年度の制度改正後の実態等も把握するために、今回の待機者の実態を明らかにする調査を行うこととした。

具体的には、

- ①待機者が減少傾向にある地域の特別養護老人ホームの実情の把握
- ②待機者が増加傾向にある地域での待機者状況の変化の把握
- ③新規入所(居)者を原則、要介護3以上に限定した状況等を踏まえての都内の待機者状況の把握
- ④要介護1・2の特例入所の入所(居)者像等の明確化
- ⑤要介護3以上の入所(居)者の状態像の明確化
- ⑥都内の特別養護老人ホームの制度運営上の改善点や機能の整理

の6つの視点に基づいて調査(「特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査」。以下、「27年度・待機者実態調査」という)を行うことにした。

東京都が待機者約4.3万人と示した根拠としている平成25年11月1日現在の待機者調査との比較が必要であることを確認し、調査基準日を11月1日とし、これから3年間継続して実態調査を行うこととした。

■制度環境(27 年度の制度改正等)・社会情勢の変化と高齢者を取り巻く今後

平成 27 年 4 月の改正介護保険法では、特養ホームの対象者が原則要介護 3 以上となり、要介護 1・2 の方は特例入所基準に基づいて審査されるようになった。さらに同年 8 月からは、一部の方は費用負担の増額(2 割負担・多床室の室料相当額負担・補足給付の基準変更等)となり、特養ホームをこれから利用しようと考えている方の中には、迷いが生じることにもつながる(待機者減少の要因にもなる)可能性がある。

いっぽう同年 6 月には、「日本創成会議」が高齢化対策の提言(老年移住)として、これから先 10 年以降を見据えた中での都内の介護施設(有料老人ホーム、サ高住等も含む)基盤が脆弱であることを示し、現状でも多摩地域、神奈川、埼玉などの施設で都民を受け入れていることで、施設利用の需給バランスを保っているとした。2025 年以降は、当該地域でも高齢者の増加により、都民を受け入れる能力が不足する可能性があり、さらに首都圏は医療介護人材の不足が深刻化しており、施設整備に人材確保が追いつかず、医療介護危機が急速に顕在化するとしている。

「日本創成会議」の提言(老年移住)をめぐり、杉並区・豊島区が区外の自治体に受け皿をつくる「圏域外特養整備構想」を示し、杉並区は南伊豆町と、豊島区は秩父市との連携による整備計画を進めている。この老年移住では、日本版 CCRC 構想有識者会議より、「生涯活躍のまち(日本版 CCRC)」構想(中間報告)が同年 9 月に出され、東京圏(東京・神奈川・埼玉・千葉)の急速な高齢化により医療介護ニーズが急増し、これに対応する医療介護サービスの確保が課題となっている。この構想は、地方移住を希望する東京圏の高齢者に対しての選択肢の一つを提供し、東京圏の高齢化問題への対応方策として意義があるとしている。

平成 28 年 5 月に出された国土交通省の「平成 28 年度版首都圏白書」では、2040 年には都心部から概ね 50 km 以内で後期高齢者の急速な増加が見込まれ、介護需要が急激に増加することにより介護施設の需要も増加するとし、首都圏内での各自治体どうしの連携の必要性も訴えている。

■27 年度・待機者実態調査(中間まとめ)の反響から

平成 28 年 5 月の高齢者福祉施設協議会・総会で、当該調査の「中間まとめ」の報告を行い、同年 7 月 1 日付・毎日新聞「特養待機者急減 要介護者奪い合い」の新聞報道を皮切りに、「特養の待機者減少」が各メディアで相次いで報じられた。また各紙が行った調査でも、静岡県、岡山県、北九州市、神戸市等で待機者減少が生じているのがわかり、その理由としては、入居条件の厳格化のほか、他の類似施設(有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等)の整備があげられた。

老施協・事務局としては、厚生労働省がこの夏に実施した特養待機者の実態調査の結果公表の前に、要介護状態(入所資格を原則要介護 3 以上としたこと)によるものでの利用制限では、本来特養ホームの利用が必要な方やその家族等のニーズを汲み取ることが難しくなるのではないかとこの警鐘を鳴らす意味でも、月刊老施協 8 月号で「『特養待機者』の実態」としての特集記事を組んだ。

2 「平成27年度・特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査」 の集計と分析

(1) 調査の目的

特別養護老人ホームを利用するのが必要な都民が、都内の特別養護老人ホームを利用できる仕組みが求められてきており、入所希望待機者の状況等を下記の視点で把握する。

- ①待機者が減少傾向にある地域の特別養護老人ホームの実情の把握。
- ②待機者が増加傾向にある地域での待機者状況の変化の把握。
- ③新規入所(居)者を原則、要介護3以上に限定した状況を踏まえての都内の待機者状況の把握。
- ④要介護1・2の特例入所の入所(居)者像の明確化。
- ⑤要介護3以上の入所(居)者の状態像の明確化。
- ⑥都内の特別養護老人ホームの制度運営上の改善点や機能の整理。

(2) 調査の設計と地域区分

調査対象：東社協会員の特別養護老人ホーム

対象件数：457ヶ所

調査期間：平成28年1月18日(月)～2月12日(金)

調査方法：ウェブ上での回答

回収状況：全体 242件(回収率：53.0%。区部◇49.4%・市部◇57.2%)

地域区分：

【区部】

23区・島嶼

【多摩東部】

北北ブロック（清瀬・東村山・東久留米・西東京・小平・武蔵野）

北南ブロック（東大和・武蔵村山・立川・昭島・国分寺・国立・小金井・府中・三鷹・調布・狛江）

南多摩ブロック（日野・多摩・稲城・町田）

【多摩西部】

青梅ブロック（奥多摩・青梅・羽村・瑞穂）

秋川ブロック（檜原・あきる野・日の出・福生）

八王子ブロック（八王子）

(3) 集計と分析

(1) 回答施設の基本属性(平成27年11月1日現在)

特別養護老人ホーム定員	89.14名
特養ホームの形態	従来型：177件(73.1%)、ユニット型：57件(23.6%)、一部ユニット型：8件(3.3%)
特養ホーム開設年	1995.1年
短期入所生活介護定員	11.11名

■回答施設の形態では、一部ユニット型が8施設と母数が小さいため、平均値を出した場合には極端な数値になる可能性もあることを留意しておく必要がある。

(2) 回答施設の稼働率

①-1 特養ホーム(N=242)

【単位：％】	全体平均	区部	多摩東部	多摩西部
A期間：平成26年度	94.6	93.8	95.4	95.5
B期間：平成27年度4月～10月	94.9	94.5	94.7	96.2

①-2 特養ホームの稼働率が低下した理由<低下と回答した95施設の理由内訳>

【単位：％】	全体平均	区部	多摩東部	多摩西部
入所(居)待機者の減少	25.0	19.3	14.9	43.2
入所(居)に至るまでの期間が延びた	31.8	33.3	36.2	25.0
介護職員・看護職員の不足	10.1	14.0	8.5	6.8
その他<9割が重度化、医療依存度の高まりによる入院者・退所者の増加>	33.1	33.3	40.4	25.0

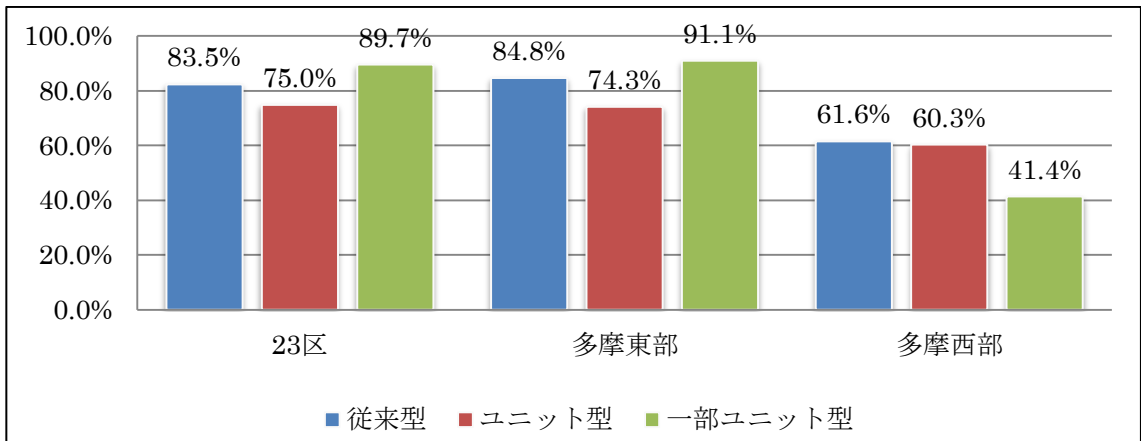
■稼働率が低下した回答から、多摩西部では待機者減少、多摩東部では入所までの期間が延びた、区部が介護・看護人材不足の理由の特徴が見える(網掛け部分)。

■どの地域でも回答割合が高い「入所(居)に至るまでの期間が延びた」については、待機者名簿上の申請者等に連絡をしても入所(居)に至らないというものが大きく、待機者名簿の実効性が低い(名簿更新や自治体との名寄せが不十分、待機者が個々の状況に適した施設等に申請していない等)ということでもある。

② 併設の短期入所生活介護(ショートステイ専用ベット…空床ベット除く)の平均稼働率(N=170)

【単位：％】	全体平均	区部	多摩東部	多摩西部
平成27年10月実績	79.7	84.5	83.4	60.0

■ショート稼働率は、多摩西部の低下が顕著(網掛け部分)である。多摩西部では特養ホーム待機者減少からも在宅でのショート利用希望者そのものも減少しているのうかがえる。都内の平均でも約2割の特養ホーム併設のショート専用ベットが空いている状況にあるのは、言い方を変えると、特養ホームにもまわらせる隠れ財産(ベット)があるということでもある。



■ショート稼働率で、地域別に施設形態ごとの状況を見ると、どの地域もユニット型が苦戦しているのが見えている。ユニット型が従来型と違って全室個室であるため、男女の区別なく利用できる状態にあるが、空床の割合が高いということは、居宅者にとっては利用者負担額の増加が影響をしている可能性もある。

参考

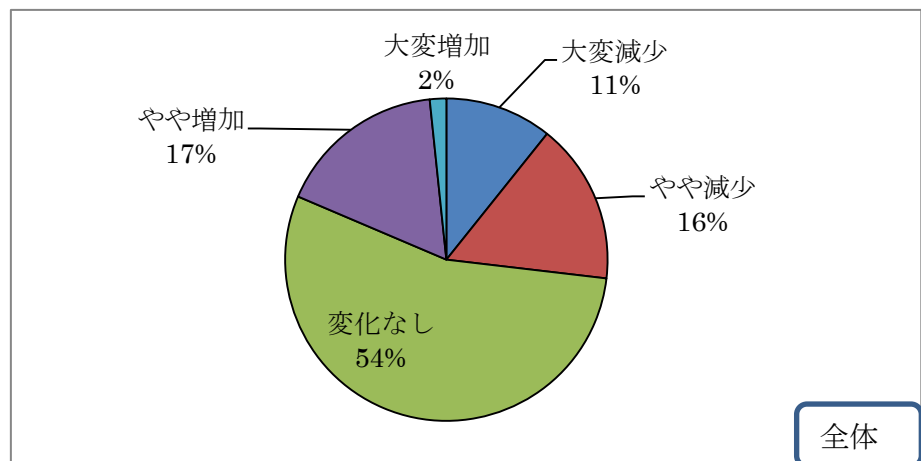
高齢者福祉施設協議会「ショートステイのあり方検討委員会」の調査(下表)からも、多摩西部の稼働率低下が顕著になっている。

【単位：％】	全体平均	区部	市部
平成27年4月から11月の平均稼働率	85.7	94.3	75.2

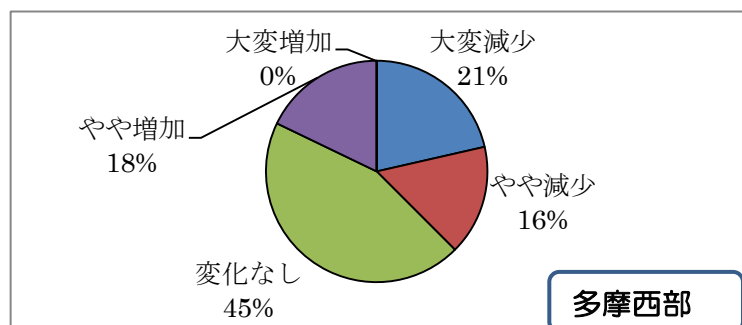
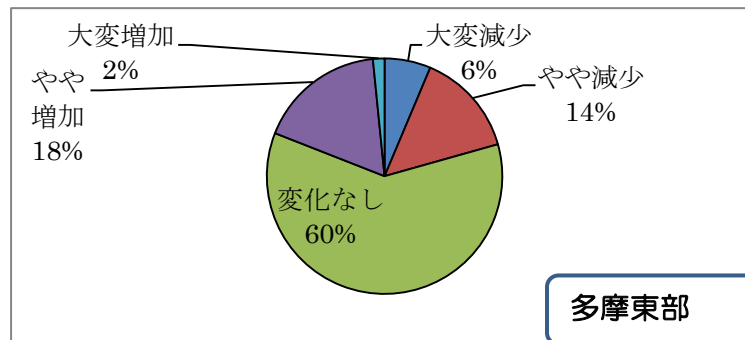
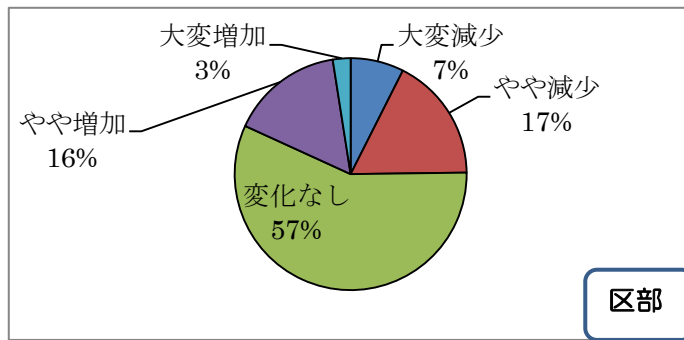
*多摩西部の各ブロックの稼働率は、八王子：53.4%、青梅：57.0%、秋川：52.6%。

(3) 特別養護老人ホーム入所(居)待機者の状況

① 平成25年11月1日と27年11月1日で比較したときの待機者の増減傾向(N=242)



■施設別の待機者の増減傾向としては、27%が減少していると回答しているが、約7割では「変化なし、もしくは増加」している。地域区分別では下記のとおり。



②-1 平成 25 年 11 月 1 日と 27 年 11 月 1 日での待機者数の比較 (N=242)

	全体平均		区部		多摩東部		多摩西部	
	待機人数	1施設平均待機人数	待機人数	1施設平均待機人数	待機人数	1施設平均待機人数	待機人数	1施設平均待機人数
H.25.11.1	82,075	360.0	48,873	444.3	22,120	335.2	11,048	221.0
H.27.11.1	70,229	296.3	42,581	360.9	19,199	286.6	8,431	168.6
減少率(%)	-14.4	-17.7	-12.9	-18.8	-13.2	-14.5	-23.7	-23.7

■全般的に待機者は減少傾向にある〔減少率は、待機者人数：-14.4%/1施設平均待機者人数：-17.7%〕。特に多摩西部の減少は大きく(網掛け部分)、1施設の平均待機人数では、区部の半分以下となっている。

■待機人数と1施設平均待機人数の減少率の差異が、区部から多摩西部にいくにつれて小さくなっていく(その幅が少なくなっていく)のは、調査基準日2年間の中で、区部のほうで特養ホーム整備が進んでいることがうかがえる。

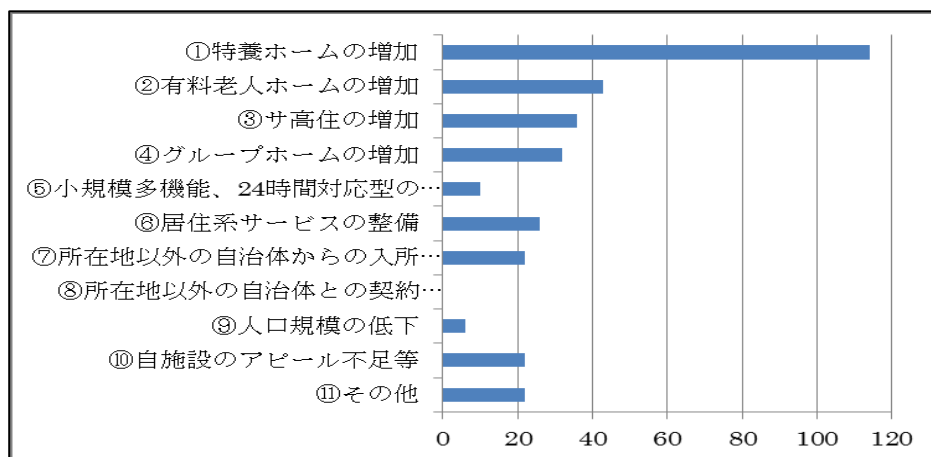
②-2 他の自治体からの申込者割合(N=242)

	区部		多摩東部		多摩西部	
	1施設平均 待機人数	他自治体からの 平均申込人数	1施設平均 待機人数	他自治体からの 平均申込人数	1施設平均 待機人数	他自治体からの 平均申込人数
H.27.11.1	360.9	22.8	286.6	58.1	168.6	48.4
1施設に占める他自治体からの 申込み割合(%)		6.3		20.3		28.7

■ 1施設の平均待機人数の中で、都内の他自治体からの申込人数をみると、多摩西部での待機者人数では、他の自治体からの申込人数の占める割合が高く(網掛け部分)、区部・多摩東部での特養ホームの整備が進んでいくことで、多摩西部地区においては待機者の減少に拍車をかけている傾向も見られる。

参考

「26年度・待機者状況調査」で、待機者が「減少」した理由で考えられるもの(複数回答)からは、下記のとおり状況が見られた。近隣での特養ホームの整備が進んだのと、類似施設等(有料老人ホーム・サ高住・グループホーム等)の増加があげられていた。



③ 待機者の増減傾向調査での「変化なし、やや増加、大変増加」を合わせた、地域別・施設形態別の状況(N=176)

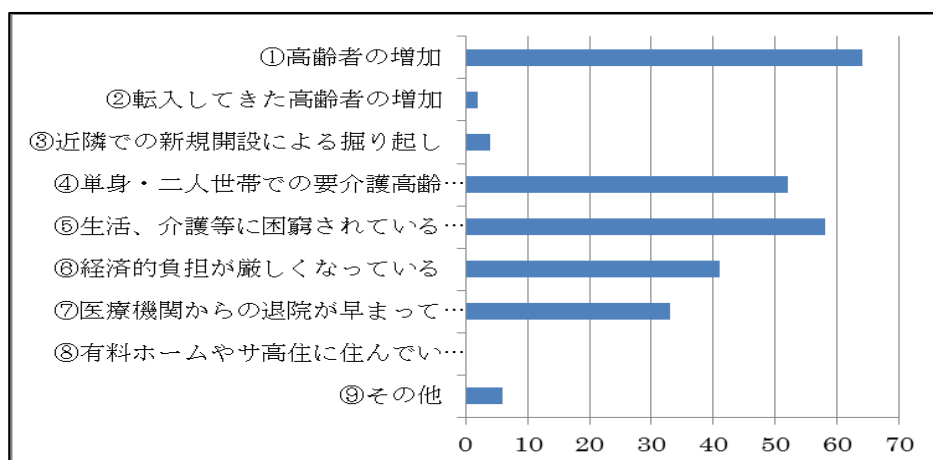
		回答数	割合(%)
区部	従来型	67	37.85
	ユニット型	22	12.43
	一部ユニット型	2	1.13
多摩東部	従来型	37	20.90
	ユニット型	10	5.65
	一部ユニット型	3	1.69
多摩西部	従来型	28	15.82
	ユニット型	6	3.39
	一部ユニット型	1	0.56
都内平均	従来型	132	75.00
	ユニット型	38	21.59
	一部ユニット型	6	3.41

■増減傾向調査では、「変化なし、やや増加、大変増加」を合わせると約8割になっているが、施設形態別で見ると、その約75%が従来型であるのがわかった。介護保険法改正後は、費用負担が少ない従来型を申請している人が多くなっているのではないかとと思われる。

■待機者名簿での「変化なし、もしくは増加」にある地域別・施設形態別で、増加傾向の割合の高い順は、1位：区部/従来型(37.85%)、2位：多摩東部/従来型(20.90%)、3位：多摩西部/従来型(15.82%)になっている。

参考

「26年度・待機者状況調査」での待機者が「増加」した理由では、地域における高齢者の増加はもちろんであるが、高齢の単身・夫婦世帯での要介護者の増加や、生活・介護等に困窮、経済的負担が厳しくなってという理由が多く見られていた。



④ 待機者の要介護度別状況(N= 193)

<単位：人>

	全体合計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	その他
23区	31,546	7,592	9,465	8,957	3,338	1,649	545
	割合(%)	24.1	30.0	28.4	10.6	5.2	1.7
多摩東部	9,399	1,782	2,628	2,841	1,073	684	391
	割合(%)	19.0	28.0	30.2	11.3	7.3	4.2
多摩西部	5,188	1,110	1,583	1,605	543	326	21
	割合(%)	21.4	30.5	30.9	10.5	6.3	0.4
都内合計 減少率約18%	46,133	10,484	13,676	13,403	4,954	2,659	957
	割合(%)	22.7	29.6	29.0	10.8	5.8	2.1

参考

	全体合計	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	その他
厚労省調査 (H.26.3)	523,584	97,309	121,756	126,168	101,874	67,052	9,425
	割合(%)	18.6	23.3	24.1	19.5	12.8	1.8
静岡県調査 (H.27.1)	1,889	249	350	438	451	401	-
	割合(%)	13.2	18.5	23.2	23.9	21.2	-
(H.28.1)	1,175	166	209	337	253	210	-
	割合(%)	14.1	17.8	28.7	21.5	17.9	-
減少率約38%							
	割合(%)						
川口市調査 (H.27.1)	764	208	200	167	134	55	0
	割合(%)	27.2	26.2	21.9	17.5	7.2	0
(H.28.1)	568	159	154	141	88	26	0
	割合(%)	28.0	27.1	24.8	15.5	4.6	0
減少率約26%							
	割合(%)						
北九州市調査 (H.28.7)	2,319						-
	割合(%)				14.9	10.2	-

■都内の待機者は、要介護4、3の人で全体の約6割を占めており、大都市圏・東京都特有の高齢者人数が多く、要介護度が高い状況が見えている。その中でも要介護5、4の割合(54.1%)が高いのが23区、要介護2、1の割合(18.6%)が高いのが多摩東部という傾向が見れる。

■他県等と比較するサンプルが少ない中でも、都市部の人口が多い地域では、特養ホーム等の整備がまだ進んでいないこともあり、待機者のうち要介護度の高い要介護4、5の占める割合が高いため、結果として制度改正後の待機者の減少率が小さくなっていると思われる。

■厚労省の入所申込者の状況調査(H.26.3)では、要介護1、2の割合が32.3%(その他含めると34.1%)であり、今回の当該実態調査での減少率、待機者人数：-14.4%/1施設平均待機者人数：-17.7%と比較すると、この調査による減少率は小さいのではないかととの質問が老施協・事務局からあった。要介護1、2の人も特例入所の対象として待機者名簿に残っていることと、東京都特有の高齢者人数が多く、要介護度が高い人で待機している人数も多いということを説明している。

⑤ 平成 27 年度の制度改正等による待機者状況の変化(N= 242)

	【単位：％】	変化あり	変化なし
入所(居)要件が原則要介護3以上になったこと		61.2	38.8
介護保険負担割合及び負担限度額の改正に伴うこと		14.9	85.1

■要件が原則要介護3以上になったことで、6割以上が変化〔減少傾向〕あり(網掛け部分)と回答している。

⑥ 平成 27 年 4 月～10 月の期間で入所(居)の案内をして断られた人数 N=167)

	全体平均		区部		多摩東部		多摩西部	
	1施設平均 待機人数	断られた 人数	1施設平均 待機人数	断られた 人数	1施設平均 待機人数	断られた 人数	1施設平均 待機人数	断られた 人数
	296.3	17.3	360.9	12.1	286.6	28.2	168.6	39.1
11/1 現在の待機者人数と比較 した時の断られた割合(%)		5.8		3.4		9.8		23.2

■介護保険法改正後の半年の期間で、待機者名簿に基づいて入所(居)の案内をしても断られる割合が多摩西部は高い(網掛け部分)。多摩西部は、待機者人数が少ないうえに、断られる人数も多いため、結果として、入所(居)に至るまでの期間も長くなってしまふ。

⑦ 入所(居)待機者名簿の管理と更新期間(N=242)

		回答数	割合(%)
名簿 管理	各施設	147	26.27
	自治体	74	18.08
	その他	21	27.30
	合計	242	100.00

		回答数	割合(%)
名簿更 新期間	3ヶ月	47	17.58
	半年	39	14.22
	1年	28	20.52
	不明	12	29.71
	その他	116	29.61
	合計	242	100.00

■待機者名簿の更新では、年に2回以上行っている施設が31.8%、年に1回が20.52%となり、他の約半数が1年を超えての更新か、更新等を行っていないなどが見える。

■各自治体ともに介護保険事業計画策定時(3年ごと)には、少なくとも特養ホーム待機者(名簿)の名寄せ等更新をしていると思われる。その3年ごとのサイクルを、施設ごとに半年単位で自主更新が行われれば待機者名簿の精度は上がってくる。しかし、介護等人材確保が困難な中で、名簿更新作業を行う生活相談員が、人手不足の介護現場に入らざるを得ない状況もあり、簡単には行えない状況もある。

⑧ 要介護1、2の特例入所の入所(居)者像等及び要介護3以上の入所(居)者の状態像の明確化

【申込理由(全待機者)】

申込理由	施設数(平均件数)	多い順位
生活困窮	175(29.9)	①
経済的負担が困難	106(40.5)	⑤
家族等の介護負担が高い	142(93.2)	②
単身世帯(一人暮らし)	141(41.9)	③
高齢者世帯(老々世帯)	127(42.7)	④
その他	23(68.5)	⑥

■「申込理由」の傾向は、前掲の「26年度・待機者状況調査」での待機者が「増加」した理由(高齢の単身・夫婦世帯での要介護者の増加や、生活・介護等に困窮など)と重なっている状況が見える。

【要介護1、2の待機者における在宅生活が困難な事情等】

事情等	施設数(平均件数)	多い順位
認知症の周辺症状が強く在宅生活が困難	114(18.2)	①
精神疾患を持ち在宅生活が困難	48(5.1)	④
高齢者虐待が疑われ在宅生活が困難	35(2.9)	⑤
老々介護または認認介護で在宅生活が困難	62(13.9)	③
一人暮らしでの在宅生活が困難	96(14.6)	②
ごみ屋敷、サービス拒否、引きこもりにより在宅生活が困難	12(3.5)	⑨
家屋がない、立ち退き等により在宅生活が困難	34(5.5)	⑥
公的扶助(生活保護)を受けている	32(11.7)	⑦
施設で対応するにはハードルが高い医療処置が必要	15(3.9)	⑧

【要介護3以上の待機者における在宅生活が困難な事情等】

事情等	施設数(平均件数)	多い順位
認知症の周辺症状が強く在宅生活が困難	123(65.4)	①
精神疾患を持ち在宅生活が困難	80(16.0)	⑤
高齢者虐待が疑われ在宅生活が困難	61(7.2)	⑧
老々介護または認認介護で在宅生活が困難	100(42.2)	③
一人暮らしでの在宅生活が困難	113(99.8)	②
ごみ屋敷、サービス拒否、引きこもりにより在宅生活が困難	29(17.5)	⑨
家屋がない、立ち退き等により在宅生活が困難	62(15.8)	⑦
公的扶助(生活保護)を受けている	83(18.4)	④
施設で対応するにはハードルが高い医療処置が必要	66(13.0)	⑥

■「在宅生活が困難な事情等」では、待機者の要介護状態に関係なく、要介護1、2と要介護3以上では、ほぼ同じ傾向の順位になっている。その中でも要介護状態による事情等の特徴としては、

◆要介護1、2の待機者の困難な事情等では、「精神疾患による」「虐待の疑い」「住まいがない」などの状況がうかがえ、介護の手間よりも当事者を取り巻く環境に起因する事情があるように思える。

- ◆要介護3以上の待機者の困難な事情等では、「生活保護受給」「精神疾患による」「医療的ケア」などの状況がうかがえ、**重度要介護状態の上、経済的に困窮している事情があるように思える。**

(4) 調査の集計・分析からの考察

本調査の集計・分析内容を、調査目的(下記)に照らし合わせて考察する。

①待機者が減少傾向にある地域の特別養護老人ホームの実情の把握

- ――●都内の特養ホームにおける減少率は、**1施設平均で17.7%**であり、特に多摩西部地区における減少傾向は大きく、**1施設平均で23.7%**である。
- 多摩西部での待機者人数には、他の自治体からの申込者の占める割合が高く、区部・多摩東部での特養ホーム整備が進むことで、多摩西部地区では待機者の減少に拍車をかけている。

②待機者が増加傾向にある地域での待機者状況の変化の把握

- ――●増減傾向調査では、「変化なし、やや増加、大変増加」を合わせると約8割になっているが、施設形態別で見ると、その約75%が従来型である。介護保険法改正後は、費用負担が少ない従来型を申請している人が多くなっているのではないか。
- 待機者名簿上の「変化なし、もしくは増加」にある地域別・施設形態別での増加傾向の高い順は、1位：区部/従来型(37.85%)、2位：多摩東部/従来型(20.90%)、3位：多摩西部/従来型(15.82%)になっている。

③新規入所(居)者を原則、要介護3以上に限定した状況等を踏まえての都内の待機者状況の把握

- ――●要件が原則要介護3以上になったことで、**6割以上**が待機者数に変化〔減少傾向〕ありと回答している。制度改正があったので当然の結果となった。

④要介護1・2の特例入所の入所(居)者像等の明確化

- ――●厚労省の入所申込者の状況調査(H.26.3)では、要介護1、2の割合が32.3%(その他含めると34.1%)であり、今回の当該実態調査での減少率、待機者人数：-14.4%/1施設平均待機者人数：-17.7%と比較すると、この調査による減少率は小さいのではないかとこの質問が老施協事務局からあった。要介護1、2の人も特例入所の対象として待機者名簿に残っていることと、大都市圏・東京都特有の高齢者人数が多く、要介護度が高い人で待機している人数も多いということでもあると思われる。
- 在宅生活が困難な事情等から要介護1、2の待機者の状況をみると、「精神疾患による」「虐待の疑い」「住まいがない」などがうかがえる。介護の手間よりも、当事者を取り巻く環境に起因する事情があるように思える。

⑤要介護3以上の入所(居)者の状態像の明確化

- ――●特養ホームの稼働率が低下した理由の「その他」の自由記載では、表記されている約9割が、「入所(居)者の重度化や医療依存度の高まりによる入院者と退所者の増加」をあげている。今回の対象者の限定化によって、退所者・入退者増に拍車がかかり、さらに稼働率低下に関係してくると思われる。
- 在宅生活が困難な事情等から要介護3以上の待機者の状況を見ると、「生活保護受給」「精神疾患による」「医療的ケア」などがうかがえる。重度要介護状態の上、経済的に困窮している事情があるように思える。

⑥都内の特養ホームの制度運営上の改善点や機能の整理

- ――●併設の短期入所生活介護(ショートステイ専用ベット)稼働率が全都的にも80%を切り、都内ではショートステイ定員の約2割のベットが空いている状況にある。地域によっては、特養ホーム入所(居)待機者に利用できる隠れ財産にもなりえる。

3 まとめ

今回の実態調査は、平成27年4月の介護保険法等改正後、7ヶ月後に実施したこともあり、法等改正の大きな影響は受けていない状況もあると思われる。しかし、前回の状況調査(「26年度・待機者状況調査」)で把握していた待機者減少の傾向は、はっきりと数字で示すことができた。さらに併設のショートステイ(専用ベット)の稼働率が低調であるのもわかった。地域ごとにその理由は違うが、特養ホーム待機者減少がショート対象者も少なくしていたり、他の類似サービスのショートステイ(有料老人ホームでのショートや宿泊型デイサービスなど)が増えたことにもよる。

なお、今回の調査は「26年度・待機者状況調査」を受けて実施したものであり、特養ホームを経営する側としての危機感が背景にあった。27年4月の介護保険法等の改正では入所(居)要件の厳格化に伴い、介護保険給付から外される入所(居)希望者を生じさせることになり、軽度要介護者の視点を踏まえた調査内容ではなかった。現在行われている社保審・介護保険部会で協議している「軽度者への支援のあり方」(要介護1、2の人の利用制限)と関連してくるところもあり、現行の介護の手間による総量の結果としての要介護状態だけで、利用対象者を限定するには厳しいものがある。経済生活困窮や保障人等不在、地域関係・社会関係から希薄などと、人間関係調整や社会的心理的な支援が必要な人も地域には多くなっている状況はあり、要介護状態による介護(支援)にとどまらない総合的な支援を必要とする人に対して、特養ホーム機能の展開が求められると思われる。

特養ホームの利用が必要な都民に対して、都内の特養ホームを有効に利用できるようにしていく必要な視点は、次のとおりである。

①入所(居)待機者の減少への対応 ——特に多摩西部等での減少傾向が顕著

平成25年11月1日と27年11月1日のわずか2年間での比較でも、全般的に特養ホームの入所(居)待機者数は減少している。特に多摩西部では減少傾向が顕著に現れており、特養ホーム稼働率が低下した要因の約43%が待機者人数の減少をあげている。また、併設しているショートステイの稼働率も60%程で低調であり、地域によっては特養ホーム入所(居)予備軍であるショートステイ利用者も少なくなっている。さらに、多摩西部の待機者名簿登録者の約3割弱が、他の自治体からの申込み者であり、区部・多摩東部での特養ホーム整備が進む中で、入所(居)者の確保が年々厳しくなっていくと思われる。

都内では供給過剰の状態の地域もあり、広く都民が、自分に合った特養ホームを、都内で選択できる仕組みが必要である。

②入所(居)待機者名簿の精度を高める ——ミスマッチを減らしていく

都内の特養ホーム整備計画の根拠となっている行政主導の待機者名簿については、その実効性(精度)が低いいため、施設ごとに少なくとも6ヶ月ごとの更新や名寄せの作業を行う必要がある。また待機者の中には個々の心身状況が特養ホームに合っていないにもかかわらず申請している人もおり、待機者名簿の精度を下げている理由の一つでもある。

施設側にとっては、入所(居)申込者の状態(ADL・認知症状・医療状況等)と意向の把握を適切に行える都内で統一した仕組みが求められ、また都民に対しては、個々の心身状況に適した施設等を的確に探せるような特養ホームのサービス内容・提供体制等を、標準化して情報提供していく仕組みも必要である。

③特定入所者介護サービス費(補足給付)のある特養ホームを都民へ周知

居住費(部屋代・光熱費)や食費(食材料費・調理に関わる費用)に、所得に応じた負担限度額を設けて利用料を減額することは、低所得者にとっては安心の材料となっている。特に多床室の利用については、低所得層の都民が特養ホームを選択するポイントとして推奨していく。

④緊急等時に特養ホームへの入所(居)が必要な人への対応

緊急等の理由で、都民が(入所(居)申込者)が、都内の特養ホームをスムーズに利用できるように、都民が的確な情報を入手しやすい仕組みづくり(都内全施設の待機者状況・受入条件・入居までの手続き等の情報発信等)と、地域包括支援センター職員やケアマネジャーと、特養ホームの生活相談員等とで連携体制を作っていくことが必要である。

また、併設の短期入所生活介護(ショートステイ専用ベット)稼働率が低調である地域が増えてきており、都内平均でショートステイ定員の約2割のベットが空いている状況にもあることから、この隠れ財産を特養ホーム入所(居)待機者や緊急等時の対応に活かしていくことも必要である。

⑤介護・看護の人材確保に、都や自治体も積極的に取り組む

介護・福祉の現場での人材確保困難は年々厳しくなっており、これからの特養ホーム施設整備や既存の特養ホームの定員を埋めていくためにも、介護・看護の人材確保対策に、都や地元自治体も積極的に取り組む必要がある。

【参考①:その他の分析より】

「ショートステイの定員を特養ホームの定員に転換」の設問の回答から読み解く

		回答数	%	
全 体		226	100	
1	転換した	12	5.3	*「転換済み・調整中・検討中」を合わせると7.5%が転換の必要性を課題視している。
2	転換していない	207	91.6	
3	調整中	1	0.4	
4	検討中	4	1.8	
	無回答	2	0.9	

【地域・施設形態の特徴】		回答数	
全 体		226	
1	転換した	12	葛飾、世田谷、板橋、目黒、町田、東久留米、日野、三鷹、小金井、多摩、福生、青梅 <全部が従来型>
2	転換していない	207	
3	調整中	1	日の出 <ユニット型>
4	検討中	4	世田谷、大田、武蔵野、昭島 <従来型3・一部ユニット型1>
	無回答	2	

■地域は都内全域にわたっているが、施設形態としては「従来型」が全体の9割程である。

【過去に増床の有無】		回答数	
全 体		226	
1	転換した	12	あり:7、なし:5
2	転換していない	207	
3	調整中	1	なし:1
4	検討中	4	あり:1、なし:3
	無回答	2	

■過去に特養本体の増床は、全体の5割弱程である。

【ショート稼働率】		回答数	
全 体		226	
1	転換した	12	100%超:5、75%以下:5、その他:2
2	転換していない	207	
3	調整中	1	75%:1
4	検討中	4	100%超:2、75%以下:1、その他:1
	無回答	2	

■稼働率が低調である施設の地域性は、特に共通していない。

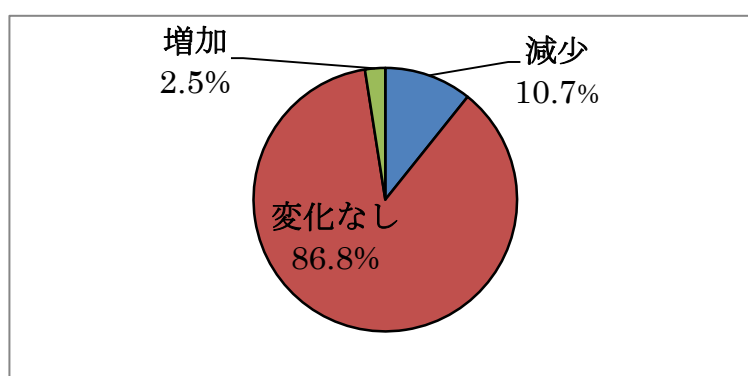
上記の検証から、

ショートステイ定員を特養ホーム定員に転換した共通する理由は明確ではないが、一定程度共通している背景には、①施設のある地域にはもともと特養ホームへの入所(居)希望者が多い、②ショートステイの稼働率が低いというものである。

②の理由で転換を進めても、都内の特養ホームを都民がスムーズに入所(居)できる仕組みを作っていかななくては、空床の有効活用にはつながっていかないと思われる。

【参考②:その他の分析より】

措置による入所(居)者数の増減について(平成26年度と27年度4月1日～10月31日の期間での比較)
(N=242)



今回の調査では、措置による入所(居)の大きな増減変化はみられなかった。

【参考③:「中間のまとめ」の反響より】

①7/1以降の新聞記事から

平成28年7月1日の毎日新聞(朝刊)を皮切りに、各社で特養ホーム待機者急減を取り扱った。その大きな理由としては、制度改正後の入所(居)要件の厳格化をあげていた。

●毎日新聞(7/1朝刊)

「特養待機者 急減」/「軽度」除外策 介護難民増加か 東京・埼玉など
「要介護者 奪い合い」/特養待機者急減 施設空きで始め

●日経新聞(7/2朝刊)

「特養待機者 都内で減少」/15年 入所要件、厳格化影響か

●朝日新聞(7/2朝刊)

「特養 待機者が減少」/都内など入居制限影響か

●毎日新聞(7/2朝刊)

「特養待機 調査へ」/厚労省 整備抑制の可能性

●シルバー新報(7/15)

「都内特養待機者 18%減」/東社協調査 多摩西部の減少率大

②全国老施協・広報紙「月刊老施協 8月号」から

各メディアが「特養の待機者減少」を取り上げる中、老施協事務局は、27年度の介護保険法改正による入所(居)要件(特養ホームの新規利用者を原則要介護3以上)の厳格化がもたらす影響と課題についてと、現在、社保審・介護保険部会で審議が進んでいる「軽度者への支援のあり方」(軽度者はずしの動き)をにらんで、軽度要介護者であっても低所得者層の受け皿等も含めて特養ホームの担うべき役割についてを、明らかにする必要性を認識していた。今回、老施協事務局側から取材の申し入れがあり、高齢協会長、制度検討委員長、東社協・高齢担当主任とで対応した。

●月刊老施協・8月号(Vol.550)

「特養待機者」の実態/特養入所要件の厳格化がもたらす影響を追う

平成28年度「特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査」(中間のまとめ)の概要と課題

※生活相談員の方にご回答をお願いしております

東京都内特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査

<目的>

大都市圏の一つ、東京圏における後期高齢者の増加は、介護需要が増して施設と介護人材の不足がさらに深刻になることが予測されている。また、個人の事情による施設サービスの選択の仕方も、幅広くなる傾向が見られている。

特別養護老人ホームを利用するのが必要な都民が、都内の特別養護老人ホームを利用できる仕組みが求められてきており、入所希望待機者の状況等を下記の視点で把握する。

- ①待機者が減少傾向にある地域の特別養護老人ホームの実情の把握。
- ②待機者が増加傾向にある地域での待機者状況の変化の把握。
- ③新規入所(居)者を原則、要介護3以上に限定した状況を踏まえての都内の待機者状況の把握。
- ④要介護1・2の特例入所の入所(居)者像の明確化。
- ⑤要介護3以上の入所(居)者の状態像の明確化。
- ⑥都内の特別養護老人ホームの制度運営上の改善点や機能の整理。

施設名(法人名不要) _____ (開設年度:西暦 _____ 年度)

記入者名 _____

施設所在地 _____ 区・市・町・村

I. 基本情報

1 施設の形態 従来型 ・ ユニット型 ・ 一部ユニット型

2 開設後の増床 あり ・ なし

3 最寄駅からの時間 徒歩 ・ バス ・ タクシー で _____ 分

4 定員数 _____ 人

5 利用者数(平成27年11月1日現在) _____ 人

6 稼働率

(1) 平成26年度稼働率 _____ %

(2) 平成27年度稼働率(4月1日~10月31日) _____ %

(3) 平成26年度より平成27年度の稼働率が低下した場合、その理由 *該当するもの全てをチェックしてください。稼働率が増加または同じである場合は空欄のままにしてください。

入所(居)待機者の減少

入所(居)に至るまでの期間が延びた

介護職員・看護職員の不足

その他(具体的に) _____

7 ショートステイの併設 あり ・ なし (平成 27 年 11 月 1 日現在)

8 上記 I-7 で「あり」と回答した方に伺います。

(1) ショートステイの定員数 (平成 27 年 11 月 1 日現在) _____人

(2) ショートステイの稼働率 (平成 27 年 10 月実績) _____%

(3) 開設以来、ショートステイの定員を特養の定員に転換
した ・ していない ・ 調整中 ・ 検討中

(4) 転換「した」場合の数 _____床転換 _____ユニット転換

11 その他付帯事業 * 該当するも全てをチェックしてください

デイサービス

認知症対応型デイサービス

訪問介護

訪問看護

居宅介護支援

地域包括支援センター

グループホーム

小規模多機能

その他 _____

12 ご家族の訪問 * 平成 27 年 4 月～10 月の月平均でお答えください (延べ人数を 7 で割る)

ひと月あたり 10 人以下 ・ 11～50 人 ・ 51～100 人 ・ 101 人以上

13 ボランティアの人数 * 平成 27 年 4 月～10 月の月平均でお答えください (延べ人数を 7 で割る)

ひと月あたり 10 人以下 ・ 11～50 人 ・ 51～100 人 ・ 101 人以上

14 人員配置状況 (平成 27 年 11 月 1 日現在)

介護職員または看護職員 1 名に対して、利用者 _____名 * 常勤換算、小数点以下第 2 位を四捨五入してお答えください。

II. 入所(居)申込と入所(居)待機者数および入所(居)者数の状況

1 入所(居)申込の窓口

各施設 ・ 自治体 (区市町村) ・ その他 (_____)

2 入所(居)待機者名簿の管理

各施設 ・ 自治体 (区市町村) ・ その他 (_____)

3 上記 II-2 で「自治体 (区市町村)」と回答された場合、どのような流れで貴施設へ入所(居)待機者の名簿が送られてくるか教えてください。 * II-2 が「自治体 (区市町村)」でない場合は空欄で可例：行政から 20 名程度ずつ優先度が高い待機者のリストが届き、その全員が入所(居)する毎に新たなリストが届く。

4 上記 II-2 の更新期間 3ヶ月 ・ 半年 ・ 1年 ・ 不明 ・ その他 (_____)

5 上記 II-2 の直近の更新期日 平成 _____年 _____月 _____日 * 不明の場合は空欄で可

6 平成 25 年 11 月 1 日現在※の、上記 II-2 における入所(居)待機者数 _____人

※東京都実施の待機者調査基準日

7 入所(居)要件が原則要介護3以上になったことに伴う入所(居)待機者数の変化について

(1) 変化あり ・ 変化なし

(2) 平成27年3月31日現在での、上記Ⅱ-2における入所(居)待機者数 ____人

(3) 平成27年11月1日現在での、上記Ⅱ-2における入所(居)待機者数 ____人

(4) 平成27年4月1日～10月31日で、上記Ⅱ-2に新たに追加された入所(居)待機者の人数 ____人

* 不明の場合は空欄で可

8 介護保険負担割合、負担限度額改正に伴う入所(居)待機者数の変化について

(1) 変化あり ・ 変化なし

(2) 平成27年8月1日～10月31日の期間で、上記Ⅱ-2に新たに追加された入所(居)待機者の中で、該当する人数 ____人

9 実際の入所(居)者数の増減 * 平成26年度と平成27年度における4月1日～10月31日の期間で比較してお答えください

大変減少 ・ やや減少 ・ 変化なし ・ やや増加 ・ 大変増加

→「大幅減少」または「やや減少」と回答した場合の減少した人数 約____人

10 措置による入所(居)者数の増減 * 平成26年度と平成27年度における4月1日～10月31日の期間で比較してお答えください

減少 ・ 変化なし ・ 増加

Ⅲ. 入所(居)待機者の特性

* 平成27年4月1日～10月31日の入所(居)待機者についてお答えください

1 入所(居)待機者の要介護度別の人数 * 1人もいない項目は0と記入してください

①要介護5 ____人

②要介護4 ____人

③要介護3 ____人

④要介護2 ____人

⑤要介護1 ____人

⑥その他 ____人 (例をあげてください) _____

2 上記Ⅲ-1における入所(居)待機者の内、次の申込理由に該当する件数 * 複数に該当する場合は、その全てをカウントしてください。1件もない項目は0と記入してください。

①生活困窮 ____件

②経済的な負担が困難である ____件

③家族等の介護負担が高い ____件

④単身(一人暮らし)である ____件

⑤高齢者世帯(老々世帯)である ____件

⑥その他 ____件 (例をあげてください) _____

3 上記Ⅲ-1における貴施設所在地の自治体以外からの申込者 * 1人もいない場合は0と記入してください

①他の都道府県からの申込者数 ____人

②都内の他の自治体からの申込者数 ____人

4 上記Ⅲ-1における要介護1及び2の入所(居)待機者で、特例入所(居)手続の「やむを得ない事由がある」に該当する人数 _____人

5 上記Ⅲ-1における要介護1及び2の入所(居)待機者で、次の各項目に該当する件数 *複数に該当する場合は、その全てをカウントしてください。1件もない項目は0と記入してください。

- ①認知症の周辺症状が強く在宅生活が困難 ____件
- ②精神疾患を持ち在宅生活が困難 ____件
- ③高齢者虐待が疑われ在宅生活が困難 ____件
- ④老々または認認介護にて在宅生活が困難 ____件
- ⑤一人暮らしにて在宅生活が困難 ____件
- ⑥ごみ屋敷、サービス拒否、引きこもりにて在宅生活が困難 ____件
- ⑦家屋がない、立ち退き等により在宅生活が困難 ____件
- ⑧公的扶助(生活保護)を受けている ____件
- ⑨施設で対応するにはハードルが高い医療処置が必要である ____件

6 上記Ⅲ-1における要介護3以上の入所(居)待機者で、特例入所(居)手続の「やむを得ない事由がある」に該当する人数 ____人

7 上記Ⅲ-1における要介護3以上の入所(居)待機者で、次の各項目に該当する件数 *複数に該当する場合は、その全てをカウントしてください。1件もない項目は0と記入してください。

- ①認知症の周辺症状が強く在宅生活が困難 ____件
- ②精神疾患を持ち在宅生活が困難 ____件
- ③高齢者虐待が疑われ在宅生活が困難 ____件
- ④老々または認認介護にて在宅生活が困難 ____件
- ⑤一人暮らしにて在宅生活が困難 ____件
- ⑥ごみ屋敷、サービス拒否、引きこもりにて在宅生活が困難 ____件
- ⑦家屋がない、立ち退き等により在宅生活が困難 ____件
- ⑧公的扶助(生活保護)を受けている ____件
- ⑨施設で対応するにはハードルが高い医療処置が必要である ____件

IV. 新規入所(居)の状況

* 平成27年4月1日～10月31日の期間でお答えください

1 退所(居)者の契約終了から新規入所(居)者の契約までの平均日数 ____日

* 小数点以下第2位を四捨五入してお答えください

2 II-2における入所(居)待機者名簿に名前がある方へ、新規入所(居)のご案内をした際、断られた人数 *この期間で新規のご案内を行っていない場合は0と記入してください
____人

3 上記IV-2の理由 *複数に該当する場合は、その全てをカウントしてください

- ①引き続き、在宅での生活を希望 ____件
- ②既に他の施設(特別養護老人ホーム以外)に入所している ____件
- ③既に他の特別養護老人ホームに入所している ____件
- ④入院している ____件
- ⑤既に死亡している ____件
- ⑥不明 ____件
- ⑦その他の理由 ____件 (例をあげてください) _____

4 II-2における入所(居)待機者名簿に名前があり、実際に入所(居)につながる可能性のある人の割合 約 ____%

* 回答者の体感・実感についてお尋ねしています。おおよその値で構いませんのでお答えください。

制度検討委員会委員名簿

No.	選出区分	所属	氏名
1	委員長	武蔵野市桜堤ケアハウス	阿部 敏哉
2	養 護	大森老人ホーム	山田 裕之
3	中 央	ベル	原田 隆雅
4		平塚橋特別養護老人ホーム	富岡 豊
5	城 北	北区立特別養護老人ホーム上中里つつじ荘	長尾 晴彦
6		ケアタウン成増	坂本 寛
7	城 東	(調整中)	
8	墨 東	北砂ホーム	和田 敬子
9		江戸川さくらの杜	兼城 貴子
10	城 西	こぐれの里	加藤 雄次
11	城 南	砧ホーム	宮崎 浩
12		特別養護老人ホーム池上	大川 直人
13		目黒区立特別養護老人ホーム東が丘	鈴木 博
14	八王子	八王子心成苑	小林 美成
15		サントピア	金田 幸二
16	南多摩	ケアプラザたま	中東 正光
18	北 南	ちょうふ花園	梅津 鋼
19		砂川園	加藤 栄治
20	北 北	ゆとりえ	楠本 仁美
21		信愛の園	後藤 晴文
22	青 梅	和楽ホーム	宮澤 良浩
23		フラワープラム	橋本 幸雄
24	秋 川	清快園	澤田 茂久
25		コスモホーム	馬場 直幸
27	委員長推薦	墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム	羽生 隆司
28	担当副会長	文京大塚みどりの郷	奈良 高志

(任期) 平成27年4月1日～平成29年3月31日

○東京都高齢者福祉施設協議会について

東京都社会福祉協議会（東社協）東京都高齢者福祉施設協議会は、東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイサービスセンターを会員とする組織です。

会員が相互に研さんを重ねながらサービスの質を高め、利用者主体による高齢者福祉の発展を目的として、施設で働く職員を対象とした研修会や実践研究発表会（アクティブ福祉 in 東京）、調査研究活動、制度の拡充を目指した提言活動（ソーシャルアクション）などを行っています。



東京都高齢者福祉施設協議会
イメージキャラクター「アクティブル」

平成27年度

東京都内特別養護老人ホーム入所(居)待機者に関する実態調査 報告書

2016（平成28）年10月

《発行》

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

（電話）03-3268-7172

（ファックス）03-3268-0635

（メール）kourei@tcsw.tvac.or.jp

※無断転載・複製を禁じます。